

長岡市・川口町任意合併協議会

第 1 回 会 議 資 料

報 告 編



## 報 告

(1) 長岡市・川口町任意合併協議会規約及び協議書に  
ついて . . . . . 1 頁

(2) 長岡市・川口町任意合併協議会規程について  
. . . . . 9 頁

① 幹事会規程

② 分科会規程

③ 事務局規程

④ 財務規程

⑤ 委員等の報償費及び費用弁償に関する規程

(3) 長岡市・川口町任意合併協議会の組織体制について  
. . . . . 21 頁



## 長岡市・川口町任意合併協議会規約

(設置)

第1条 長岡市及び川口町（以下「両市町」という。）は、合併に関する諸問題について協議を行うため、任意の合併協議会を置く。

(名称)

第2条 任意の合併協議会の名称は、長岡市・川口町任意合併協議会（以下「任意協議会」という。）とする。

(担当事務)

第3条 任意協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する諸課題の整理・検討に関する事務
- (2) 両市町の合併に関する協議に係る事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事務

(事務所)

第4条 任意協議会の事務所は、長岡市幸町2丁目1番1号長岡市役所内に置く。

(組織)

第5条 任意協議会は、会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、両市町の長が協議して、次条第1項に規定する委員のうちからこれを選任する。

- 2 任意協議会に副会長2人を置くこととし、副会長は、両市町の長が協議して、次条第1項に規定する委員のうちからこれを選任する。
- 3 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の長
- (2) 長岡市にあつては副市長、川口町にあつては長が指定する同町の職員  
各市町ごとに1人
- (3) 両市町の議会の議長
- (4) 両市町の議会の議長がそれぞれ推薦する両市町の議会の議員 各市町ごとに1人
- (5) 両市町の長がそれぞれ推薦する両市町の住民の代表 各市町ごとに2人
- (6) 新潟県総務管理部市町村課長及び新潟県長岡地域振興局長

(7) 両市町の長が協議して定める学識経験を有する者 2人

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、任意協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 任意協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員（副会長を含む。次項及び次条において同じ。）の3分の1以上の者から会議の招集の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

(小委員会)

第11条 任意協議会は、担当事務の一部について専門的に調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

(幹事会)

第12条 任意協議会に提案する事項について協議又は調整を行い、及び次条に定める分科会の活動の進行管理等を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第13条 任意協議会に提案する事項について専門的に協議又は調整を行うため、行政分野別に分科会を置く。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 任意協議会の事務を処理するため、任意協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定める者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 任意協議会に要する経費は、両市町の負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の額は、両市町の長が協議して定める。

(監査)

第16条 任意協議会の出納の監査は、両市町の長が協議して委員のうちから選任する者（以下「監査委員」という。）2人に委嘱して行う。

2 監査委員は、前項の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 任意協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償費及び費用弁償)

第18条 会長、副会長、委員及び監査委員は、報償費及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報償費及び費用弁償の額並びにその支給方法等については、会長が別に定める。

(任意協議会解散の場合の措置)

第19条 任意協議会が解散した場合においては、任意協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、任意協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成21年6月1日から施行する。



## 長岡市・川口町任意合併協議会設置に関する協議書

長岡市及び川口町（以下「両市町」という。）は、長岡市・川口町任意合併協議会（以下「任意協議会」という。）の設置に関する協議について、次のとおり規約を定め、任意協議会を置くものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成21年6月1日

長岡市幸町2丁目1番1号

長岡市

長岡市長 森 民 夫

北魚沼郡川口町大字川口1974番地26

川口町

川口町長 岡 村 讓

## 長岡市・川口町任意合併協議会規約に関する協議書

長岡市及び川口町（以下「両市町」という。）は、長岡市・川口町任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第6条第1項及び第2項、第7条第1項第7号、第14条第2項、第15条第2項並びに第16条第1項に規定する事項について、次のとおり協議する。

（会長及び副会長）

第1条 規約第6条第1項及び第2項に規定する長岡市・川口町任意合併協議会（以下「任意協議会」という。）の会長及び副会長は、次のとおりとする。

会 長 森 民 夫

副会長 岡 村 讓

副会長 小 野 塚 進

（学識経験を有する者）

第2条 規約第7条第1項第7号に規定する学識経験を有する者は、別表第1のとおりとする。

（職員）

第3条 規約第14条第2項に規定する事務局の事務に従事する職員は、両市町の職員をもって充てる。

（経費）

第4条 規約第15条第2項に規定する両市町の負担金の額は、均等割100分の10、人口割100分の90をもって算出した額の合計額とする。

（監査委員）

第5条 規約第16条第1項に規定する任意協議会の監査委員は、別表第2のとおりとする。

（内容の変更）

第6条 この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

（定めのない事項）

第7条 この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、両市町の長が協議して

定めるものとする。

(協議の失効)

第8条 この協議は、任意協議会が解散したときにその効力を失うものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成21年6月1日

長岡市幸町2丁目1番1号

長岡市

長岡市長 森 民 夫

北魚沼郡川口町大字川口1974番地26

川口町

川口町長 岡 村 讓

別表第1（第2条関係）

|                     |         |
|---------------------|---------|
| （株）ホクギン経済研究所代表取締役専務 | 矢 島 善 信 |
| 長岡大学教授              | 鯉 江 康 正 |

別表第2（第5条関係）

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 川口町総務課長             | 北 村 清 隆 |
| （株）ホクギン経済研究所代表取締役専務 | 矢 島 善 信 |

## 長岡市・川口町任意合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡市・川口町任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、長岡市・川口町任意合併協議会（以下「任意協議会」という。）の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 任意協議会の幹事会（以下「幹事会」という。）は、任意協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 任意協議会に提案する事項の協議又は調整に関する事務
- (2) 規約第13条第1項に基づいて設置される分科会の進行管理等に関する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、任意協議会の運営に関し必要な事務

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

- 2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長1人及び副幹事長1人を置き、幹事の互選によりこれを選出する。

- 2 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて幹事長が招集する。

- 2 幹事長は、会議の議長となる。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(報告)

第6条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、規約第14条第1項に規定する任意協議会の事務局において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 市町村名 | 職 名   |            |
|------|-------|------------|
| 長岡市  | 地域政策監 | 40万人都市推進室長 |
| 川口町  | 総務課長  | 町民福祉課長     |

## 長岡市・川口町任意合併協議会分科会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、長岡市・川口町任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、長岡市・川口町任意合併協議会（以下「任意協議会」という。）の分科会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 任意協議会の分科会（以下「分科会」という。）は、任意協議会の幹事会の幹事長の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事務について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

### (組織)

第3条 分科会の組織は、別表のとおりとする。

2 分科会の分科会員は、長岡市及び川口町の事務所管部署の課長及び担当職員をもって充てる。

### (役員)

第4条 分科会に分科会長1人及び副分科会長1人を置く。

2 分科会長及び副分科会長は、分科会員の互選によりこれを選出する。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて分科会長が招集する。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

4 分科会は、その職務を行うに当たり、他の分科会と密接に関係ある案件を処理しようとするときは、他の分科会と合同で会議を開くことができる。

### (報告)

第6条 分科会長は、必要に応じて、分科会の協議の経過及び結果について任意協議会の幹事会に報告するものとする。

### (庶務)

第7条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町の事務所管部署において処理する。

### (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、任意協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する

別表（第3条関係）

|                  |
|------------------|
| 組織・給与分科会         |
| 広報分科会            |
| 例規分科会            |
| 企画・総合計画分科会       |
| 防災・防犯・交通分科会      |
| 情報分科会            |
| 財政分科会            |
| 契約分科会            |
| 管財分科会            |
| 税務・収納分科会         |
| 消防分科会            |
| 福祉・保健・医療分科会      |
| 住民・国保・年金分科会      |
| 環境分科会            |
| 商工・労働分科会         |
| 観光分科会            |
| 農林分科会            |
| 都市計画分科会          |
| 建築住宅分科会          |
| 公園分科会            |
| 道路・河川分科会         |
| 下水道分科会           |
| 水道・ガス分科会         |
| 学校教育分科会          |
| 生涯学習・公民館・文化施設分科会 |
| 青少年健全育成分科会       |
| スポーツ・体育施設分科会     |
| 議会分科会            |
| 選挙管理分科会          |
| 監査分科会            |
| 農業委員会分科会         |
| 出納事務分科会          |

# 長岡市・川口町任意合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡市・川口町任意合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、長岡市・川口町任意合併協議会（以下「任意協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 任意協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 任意協議会並びに任意協議会の小委員会及び幹事会の会議に関する事務
- (2) 任意協議会並びに任意協議会の小委員会及び幹事会の協議資料の作成に関する事務
- (3) 任意協議会並びに任意協議会の小委員会及び幹事会の庶務に関する事務
- (4) 任意協議会の広報及び広聴に関する事務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、任意協議会の運営に関し必要な事務

(職員)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、任意協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の運営を統括する。

- 2 事務局次長は、事務局内の調整を行うとともに、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 事務局員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 任意協議会の運営に係る基本方針に関すること。
- (2) 任意協議会に提案する議案に関すること。
- (3) 任意協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (4) 規程等の制定及び改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事務局長が特に重要であると認めること。

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の運営に係る基本方針に関すること。
- (2) 各種資料等の調整に関すること。

(3) 任意協議会の広報及び広聴に関すること。

2 事務局次長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 実務的な調査及び回答に関すること。

(2) 軽易な各種資料等の調整に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、軽易な事務に関すること。

3 前2項に定めるもののほか、任意協議会の事務の処理等に関しては、長岡市の事務決裁の例によるものとする。この場合において、「市長」とあるのは「会長」と、「副市長」又は「部長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「事務局次長」と読み替えるものとする。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長が会長の事務を代決する。

3 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(文書等の取扱い)

第8条 事務局における文書等の收受、配布、処理、保管、公開その他文書の取扱いについては、長岡市の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第9条 任意協議会の公印は、会長印とし、その名称、ひな形、寸法、書体、印材、保管責任者、使用区分及び個数は、別表のとおりとする。

2 任意協議会の公印の取扱いについては、長岡市の例によるものとする。

(職員の服務)

第10条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、当該職員が属する市町の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り及び休憩時間については、長岡市の例によるものとする。

(職員の給与等)

第11条 事務局の職員の給与は、当該職員が属する市町が負担する。

2 事務局の職員の旅費については、当該職員が属する市町の決裁責任者の旅行命令に基づき、長岡市の例により算出した額の旅費を任意協議会が支給するものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

別表（第9条関係）

| 名称                                | ひな形                           | 寸法<br>(mm) | 書体  | 印材 | 保管責任者 | 使用区分                 | 個数 |
|-----------------------------------|-------------------------------|------------|-----|----|-------|----------------------|----|
| 長岡市・<br>川口町任<br>意合併協<br>議会会長<br>印 | 長岡市・<br>川口町任<br>意合併協<br>議会会長印 | 方24        | てん書 | つげ | 事務局次長 | 会長名を<br>もって発<br>する文書 | 1  |



## 長岡市・川口町任意合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡市・川口町任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、長岡市・川口町任意合併協議会（以下「任意協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 任意協議会の予算は、規約第15条第1項に規定する負担金及びその他の収入をもってその歳入とし、任意協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 任意協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、任意協議会の会議（以下「会議」という。）に諮り、その議決を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が議決されたときは、当該予算の写しを速やかに長岡市及び川口町（以下「両市町」という。）の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、任意協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、会議に諮り、その議決を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により補正予算が議決されたときは、当該補正予算の写しを速やかに両市町の長に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるものの以外の款及び項を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、長岡市の例によるものとする。

(契約)

第6条 契約手続は、長岡市の例によるものとする。

(出納及び現金の保管)

第7条 任意協議会の出納は、会長が行う。

2 任意協議会に属する現金は、長岡市の例により、銀行その他の金融機関にこれを預け入れなければならない。

(任意協議会出納員)

第8条 会長は、任意協議会の事務局職員のうちから任意協議会出納員を命ずることができる。

2 任意協議会出納員は、会長の命を受けて、任意協議会の出納その他の会計事務を行う。  
(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後に決算を調製し、これを監査委員の監査に付した後、会議に諮り、その認定を得なければならない。

2 前項の規定により決算が任意協議会の認定を得たときは、会長は、当該決算の写しを速やかに両市町の長に送付しなければならない。  
(収入及び支出の手続)

第10条 任意協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 任意協議会出納員は、予算差引簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。  
(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、任意協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

#### 別表第1（第4条関係）

##### 歳入予算の款及び項の区分

| 款          | 項      |
|------------|--------|
| 1 分担金及び負担金 | 1 負担金  |
| 2 諸収入      | 1 預金利子 |

#### 別表第2（第4条関係）

##### 歳出予算の款及び項の区分

| 款       | 項       |
|---------|---------|
| 1 会議費   | 1 会議費   |
| 2 事業推進費 | 1 事業推進費 |
| 3 予備費   | 1 予備費   |

## 長岡市・川口町任意合併協議会委員等の報償費及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡市・川口町任意合併協議会規約第18条第2項の規定に基づき、長岡市・川口町任意合併協議会（以下「任意協議会」という。）の委員等の報償費及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償費)

第2条 任意協議会の会長及び委員の報償費の額は、日額9,100円とする。ただし、地方公共団体の長、副市長その他の常勤職員である者（以下「地方公共団体の長等」という。）については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 任意協議会委員等が、任意協議会の職務を行うために長岡市及び川口町以外の区域に旅行したときは、長岡市の例により、費用弁償として旅費を支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、任意協議会委員等の報償費及び費用弁償に関し必要な事項は、任意協議会の会長が別に定める。

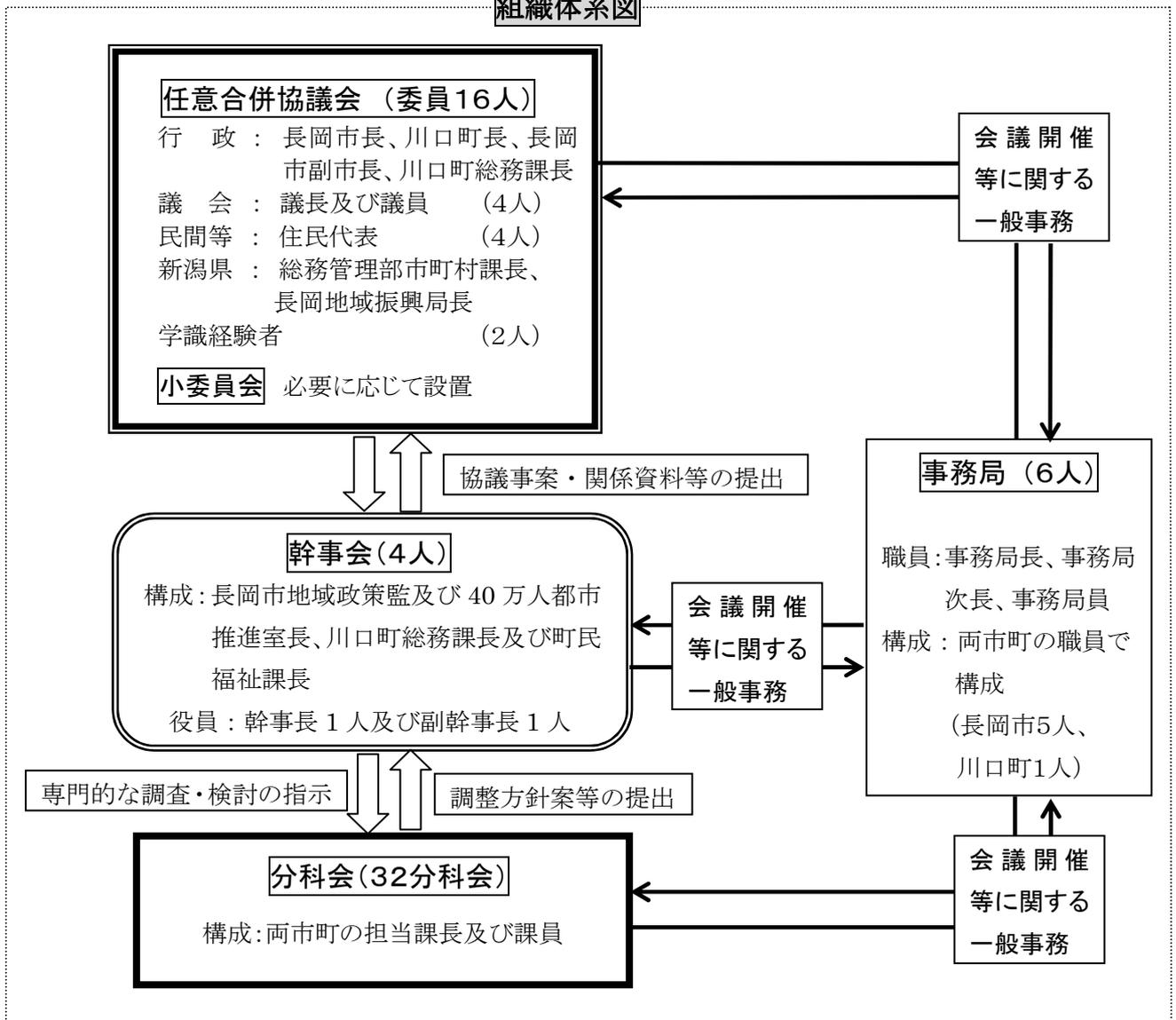
附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。



# 長岡市・川口町任意合併協議会組織体制

組織体系図



## 任意合併協議会の役割

- ・合併に向けた諸課題の整理・検討に関する事務
- ・合併に関する協議に係る事務
- ・その他、両市町の合併に関し必要な事務

## 幹事会の役割

- ・協議会に提案する事項の協議・調整
- ・分科会の進行管理に関する事務
- ・その他協議会の運営に関し必要な事務

## 事務局の役割

- ・協議会、小委員会及び幹事会の会議に関する事務
- ・協議会、小委員会及び幹事会の協議資料の作成に関する事務
- ・協議会、小委員会及び幹事会の庶務に関する事務
- ・協議会の広報及び広聴に関する事務
- ・その他協議会の運営に関し必要な事務

## 分科会の役割

- ・協議会の担当事務についての専門的な協議・調整